

## 栃木県全域航空写真閲覧要領

(目的)

**第 1 条** この要領は、「栃木県全域航空写真の保管及び利用に関する要綱」(平成 11 年 3 月 12 日栃木県告示第 118 号)(以下「要綱」という。)に規定する栃木県全域航空写真(以下、「航空写真」という。)の密着写真の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

**第 2 条** 航空写真の閲覧所を、宇都宮市埴田 1-1-20、栃木県総合政策部総合政策課に設置する。

(閲覧を行わない日)

**第 3 条** 栃木県の休日に関する条例(平成元年栃木県条例第 2 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる日は、航空写真を閲覧することができない。

(閲覧時間)

**第 4 条** 航空写真の閲覧時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(閲覧申請)

**第 5 条** 航空写真を閲覧しようとする者は、航空写真閲覧申請書(別記様式)に必要な事項を記入し、あらかじめ知事あてに提出しなければならない。

(遵守事項)

**第 6 条** 航空写真を閲覧する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。
- (2) 航空写真を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

**第 7 条** 知事は、航空写真を閲覧する者が前条の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

附則

この要領は、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から実施する。

別記様式

航空写真閲覧申請書

令和 年 月 日

栃木県知事 様

《申請者》

(郵便番号) 〒	—
(住所・所在地)	
(氏名・名称)	
(電話番号)	
(メール)	

栃木県全域航空写真の密着写真を閲覧したいので、下記のとおり申請します。

記

閲覧を希望する土地					
撮影年度	<input type="checkbox"/> 昭和45年	<input type="checkbox"/> 平成5年	<input type="checkbox"/> 平成10年	写真番号	C —
閲覧の目的	<input type="checkbox"/> 都市計画法開発・建築許可申請				
	<input type="checkbox"/> 農地転用(非農地証明)申請				
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
閲覧を希望する日時	令和	年	月	日	時 分～

(太枠内を御記入ください。)